

消 防 特 第 1 3 6 号
2 3 保 安 第 3 6 号
平 成 2 3 年 8 月 3 0 日

関係県消防防災主管部長 殿

総 務 省 消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 保 安 課 長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

本日付けで公布・施行された政令第266号及び総務省・経済産業省告示第2号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令 の一部を改正する政令案について

1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域の状況については、毎年調査を行っており、今年度の調査の結果、鹿島臨海地区について特別防災区域を拡張するとともに、姫路臨海地区において特別防災区域を縮小する必要性が明らかになったことから、当該区域について所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定する日）を平成23年4月1日に変更

(2) 区域の変更等

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
13	鹿島臨海地区	茨城県	事業所の拡張に伴う区域拡張
44	姫路臨海地区	兵庫県	区域の実態に合わせ区域縮小

3. 今後の予定

閣議 平成23年8月26日（金）
公布 平成23年8月30日（火）
施行 公布日施行

政令第二六六号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

別表第十三号イ中「並びに大字新浜」を「、大字新浜並びに大字粟生字海岸」に改め、「大字光字光」の下に「並びに大字粟生字東山及び字浜」を加え、同表第四十四号(2)中「字宮前新田上、」を削り、「及び字流田」を「、字流田及び字宮前新田上」に改め、同号(8)中「字五本松、」を削り、「字衣掛」の下に「、字五本松」を加え、同号(9)中「字沖高洲、字新々畑及び」を削り、「字鉄炮場、字古新畑」を「字沖高洲」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十三年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 鹿島臨海地区</p> <p>イ 茨城県鹿嶋市大字国末字北浜山、字南浜山及び字海岸砂地、大字泉川字北浜山、字南浜山、字浜屋敷及び字沢東、<u>大字新浜並びに大字粟生字海岸の区域</u> 同市大字光字光並びに大字粟生字東山及び字浜の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域</p> <p>ロ (略)</p> <p>十四〇四十三 (略)</p> <p>四十四 姫路臨海地区</p> <p>兵庫県姫路市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飾磨区中島 <u>字宮前新田下</u>、字水取、字古新田、字東畑林、字西畑林、字真鶴砂田、字真鶴扇田、字真鶴切戸、字濱崎新田、字川尻新田上、字川尻新田下、字福路町、字庄助新田、字前袋町、字辰巳新田、字相生梅、字相生竹、字相生松、字相生亀、字相生鶴、字相生會所前、字一文字、字大森新田鶴、字大森新田亀、字大森新田松、字大森新田</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十二年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 鹿島臨海地区</p> <p>イ 茨城県鹿嶋市大字国末字北浜山、字南浜山及び字海岸砂地、大字泉川字北浜山、字南浜山、字浜屋敷及び字沢東並びに <u>大字新浜</u> の区域 同市大字光字光の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域</p> <p>ロ (略)</p> <p>十四〇四十三 (略)</p> <p>四十四 姫路臨海地区</p> <p>兵庫県姫路市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飾磨区中島 <u>字宮前新田上</u>、字宮前新田下、字水取、字古新田、字東畑林、字西畑林、字真鶴砂田、字真鶴扇田、字真鶴切戸、字濱崎新田、字川尻新田上、字川尻新田下、字福路町、字庄助新田、字前袋町、字辰巳新田、字相生梅、字相生竹、字相生松、字相生亀、字相生鶴、字相生會所前、字一文字、字大森新田鶴、字大森新田亀、字大森新田松、字大森新田</p>

竹、字大森新田梅及び字宝来の区域 飾磨区中島字高浜、字長町、字真鶴上、字流田及び字宮前新田上並びに飾磨区玉地字向島の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (7) (略)

(8) 網干区新在家

字日富見梅、字日富見竹、字日富

見松、字日富見亀及び字日富見鶴並びに網干区大江島字流作、字肥塚新田北及び字肥塚新田南の区域 網干区新在家字衣掛、字五本松及び字塩浜並びに網干区大江島字西高の区域のうち主務大臣の定める区域

(9) 網干区興浜

字西沖並びに網干区浜

田字了益新田、字替地新田、字外新田、字添地新田、字北新々田、字東新々田、字上天保新田、字下天保新田、字北垣原、字南垣原、字西新々田及び字南新々田の区域 網干区興浜字第一味岡、字小松鼻、字沖高洲 及び字安土川並びに網干区浜田字中沖新田、字西沖新田、字寄洲新畑及び字入江新畑の区域のうち主務大臣の定める区域

(10) (略)

四十四の二七十五 (略)

竹、字大森新田梅及び字宝来の区域 飾磨区中島字高浜、字長町、字真鶴上及び字流田 並びに飾磨区玉地字向島の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (7) (略)

(8) 網干区新在家字五本松

字日富見梅、字日富見竹、字日富

見松、字日富見亀及び字日富見鶴並びに網干区大江島字流作、字肥塚新田北及び字肥塚新田南の区域 網干区新在家字衣掛、及び字塩浜並びに網干区大江島字西高の区域のうち主務大臣の定める区域

(9) 網干区興浜字沖高洲

字新々畑及び字西沖並びに網干区浜

田字了益新田、字替地新田、字外新田、字添地新田、字北新々田、字東新々田、字上天保新田、字下天保新田、字北垣原、字南垣原、字西新々田及び字南新々田の区域 網干区興浜字第一味岡、字小松鼻、字鉄炮場、字古新畑及び字安土川並びに網干区浜田字中沖新田、字西沖新田、字寄洲新畑及び字入江新畑の区域のうち主務大臣の定める区域

(10) (略)

四十四の二七十五 (略)